

金目川流域治水協議会及び葛川流域治水協議会 合同開催

日 時：令和 7 年 7 月 10 日（木）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料 1

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料 2

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料 3

※ 上記の議題について、別紙「意向意見書」へ御意見等を記入し、令和 7 年 7 月 16 日（水）までに事務局へ送付してください。

金目川流域治水協議会 規 約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「金目川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、金目川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会や特定課題を検討するための専門部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1）金目川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

（2）氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

（3）「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

（4）その他、金目川水系における治水に関する必要な事項

（事務局）

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第7条 本規約は、令和3年8月13日から施行する。

本規約は、令和4年3月24日に改正する。

本規約は、令和5年3月23日に改正する。

本規約は、令和6年3月29日に改正する。

本規約は、令和7年〇月〇日に改正する。

別表 1 (協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備 考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 平塚土木事務所長	河川砂防第一課長	
	教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー	
平塚市	防災・危機管理監	災害対策課長	
	産業振興部長	農水産課長	
	まちづくり政策部長	まちづくり政策課長	
	土木部長	土木総務課長	
		下水道整備課長	窓口担当

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備 考
平塚市	教育総務部長	教育総務課長	
秦野市	くらし安心部長	防災課長	
	環境産業部長	農業振興課長	
		森林ふれあい課長	
	都市部長	まちづくり計画課長	
	建設部長	道路整備課長	
	上下水道局長	下水道施設課長	窓口担当
厚木市	企画部長	危機管理課長	
	財務部長	財産管理課長	
	環境農政部長	農林・鳥獣対策担当課長	
	都市みらい部長	都市計画課長	
		開発指導課長	
	都市インフラ整備部長	公園緑地課長	
		区画整理課長	
		河川下水道総務課長	窓口担当
		河川下水道施設課長	
伊勢原市	危機管理担当部長	危機管理課長	
	総務部長	財産管理課長	
	経済環境部長	農林整備担当課長	
	都市部長	都市政策課長	
		建築住宅課長	
	国県・企画調整担当部長	国県・企画調整課長	
	土木部長	道路整備課長	
	下水道担当部長	下水道整備課長	窓口担当

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備 考
大磯町	政策総務部長	総務課長	
		危機管理課長	
	都市建設部長	道路課長	
		都市計画課長	
		河川・下水道課長	窓口担当
	産業環境部長	産業観光課長	
中井町	総務課長	総務課長	
	地域防災課長	地域防災課長	
	環境上下水道課長	環境上下水道課長	
	産業振興課長	産業振興課長	
	まち整備課長	まち整備課長	窓口担当
農林 水産省	林野庁 関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長	治山グループ 総括治山技術官	

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替等
- ・準用河川、普通河川における河道整備
- ・持続可能な施設能力の維持（河道内における堆積土砂の撤去等）
- ・下水道による雨水排水施設、排水機場及び雨水貯留浸透施設の整備
- ・流域における雨水浸透施設の整備、防災調整池の活用及び区画整理による調整池の整備
- ・砂防堰堤等の整備（「いのち」と「暮らし」を守る土砂災害対策）
- ・ため池等の農業施設の活用・管理
- ・農業用施設の機能強化（水路整備・取水堰の改修）
- ・上流域における森林整備及び治山対策
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・雨水貯留浸透施設整備の支援制度

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制・移転の誘導
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、金目川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/4（時間雨量50mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。河川管理上必要な堆積土砂の撤去や樹木伐採等は、適宜実施していく。



■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・公共施設等の浸水対策
- ・移動式排水設備（排水ポンプ車等）の整備、運用
- ・橋梁の流出防止対策（橋梁架替）



凡 例	
 	流域界
 	県管理区間
 	準用河川・普通河川
 	下水道施設（雨水）
 	その他雨水貯留等
 	対策箇所

二級水系
流域治水プロジェクト

金目川水系 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

(案)

R4.3策定
R7.7更新

~ 河道掘削、堤防整備等による浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進 ~

○ 金目川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 河川における対策と合わせて、雨水排水施設の整備や農業用排水施設の機能強化等を進める。

【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めると共に、河川における対策として、河道掘削、堤防整備、護岸整備等を進める。

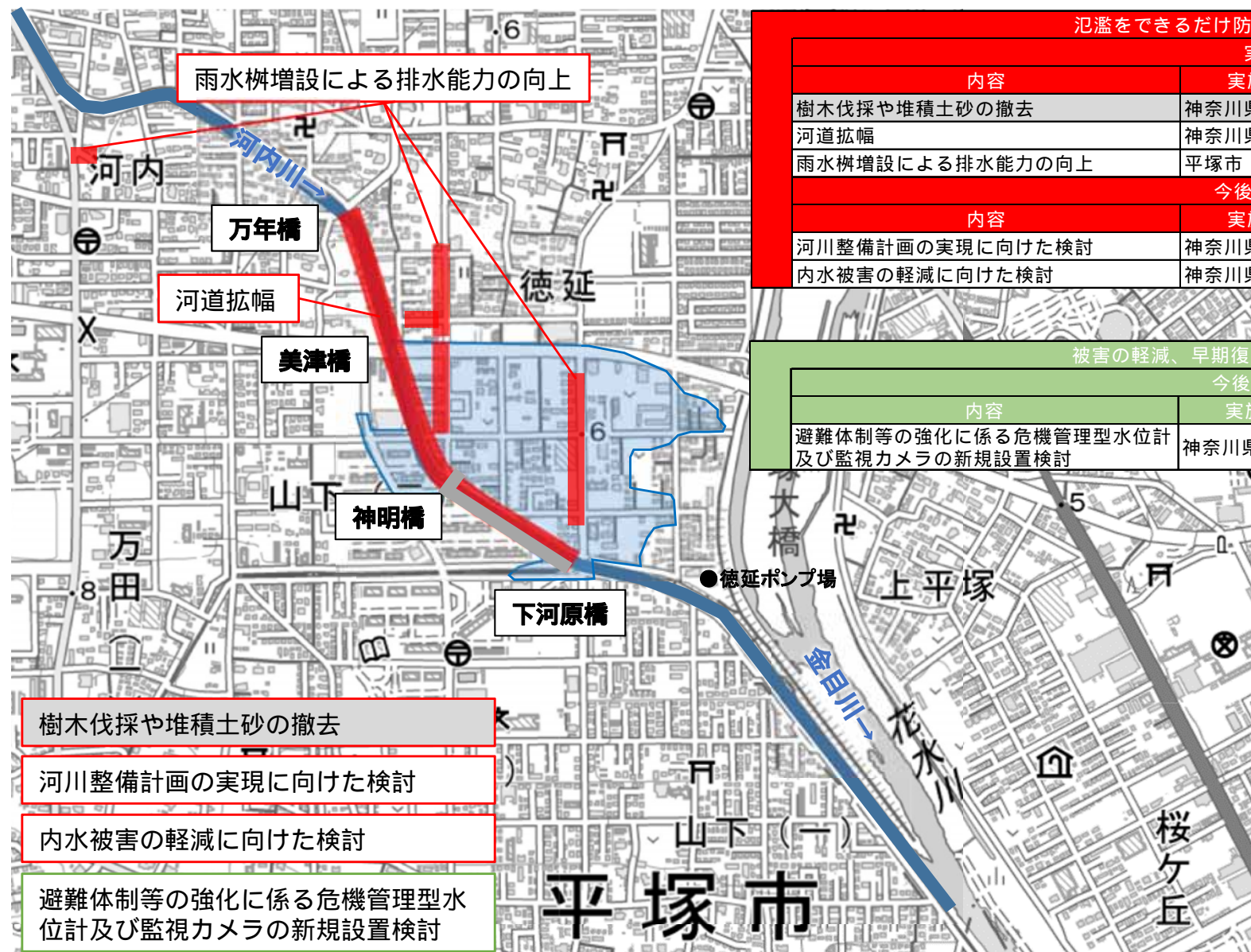
○ あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替	神奈川県	金目川水系河川整備計画に基づく河川整備		
	護岸整備等（準用河川、普通河川）	秦野市 大磯町	室川護岸整備		
			三沢川 逆流防止施設の整備		
	持続可能な施設能力の維持	神奈川県、平塚市、 秦野市、伊勢原市	河道内における堆積土砂の撤去等		
	雨水排水施設の整備	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町	雨水調整施設整備等		
			雨水ネットワーク管の新設等		
			第1号公共下水道事業		
			雨水矢羽根第1－1幹線の整備		
	排水機場の整備	平塚市	東町3丁目付近の護岸嵩上げ		
			長持ポンプ場の増設、山下ポンプ場の増設		
被害対象を減少させるための対策	砂防堰堤等の整備 （「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）	神奈川県	ポンプ場の耐水化		
			砂防堰堤等の整備		
	農業用排水施設に係る機能強化	神奈川県	湛水防除事業（水路整備）		
			農業用施設防災対策事業（取水堰の整備）		
	ため池等の農業施設の活用・管理	平塚市	水位計設置、避難体制の構築等		
	上流域の森林整備等	東京神奈川森林管理署 神奈川県、 秦野市、伊勢原市	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための治山対策		
			水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備、治山対策		
			地域水源林整備等		
	水災害リスク情報の充実、水害リスク情報空白地帯の解消 （内水浸水想定区域等）	神奈川県、平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等		
	リスクが高い区域における立地抑制・移転の誘導 （立地適正化計画の推進）	平塚市、厚木市、 秦野市、伊勢原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県、平塚市、秦野市、 伊勢原市、大磯町	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、平塚市、厚木市、秦野市、 伊勢原市、大磯町、中井町	大規模氾濫減災協議会における取組方針等に基づき実施		
	早期復旧・復興の体制強化	平塚市	移動式排水設備の整備・運用		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

河内川における令和6年台風10号による浸水被害を踏まえた取組(案)策定

○ 河内川では年超過確率1/4(時間雨量50mm)の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図るため、金目川水系流域治水プロジェクトを策定し、取組を進めているところですが、令和6年8月の台風10号により、河川からの溢水による浸水被害が発生したことを受け、神奈川県と流域市町により構成される浸水被害対策検討部会を発足し、流域治水プロジェクトの一部を強化するために実施すべき主な対策をとりまとめました。



氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策		
実施内容		
内容	実施主体	場所
樹木伐採や堆積土砂の撤去	神奈川県	全区間
河道拡幅	神奈川県	下河原橋～万年橋
雨水桝増設による排水能力の向上	平塚市	徳延・河内地区
今後の検討内容		
内容	実施主体	場所
河川整備計画の実現に向けた検討	神奈川県	全区間
内水被害の軽減に向けた検討	神奈川県、平塚市	河内川流域

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策		
今後の検討内容		
内容	実施主体	場所
避難体制等の強化に係る危機管理型水位計及び監視カメラの新規設置検討	神奈川県、平塚市	全区間

凡例	
	令和6年8月の台風10号に伴う大雨により河内川から溢水した範囲
	対策を実施中の箇所
	対策を実施済みの箇所

流域治水プロジェクトの取組事例集 (金目川水系)

(金目川流域治水協議会)

- 金目川水系においては、「金目川水系河川整備計画（令和5年3月）」に基づき、時間雨量50mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、堤防整備、護岸整備、橋梁架替等）を進めている。

実施状況

■河道整備の一例

平面図



整備前



整備後

整備イメージ

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県			

金目川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県、平塚市、秦野市、大磯町

洪水氾濫対策 【河川改修事業による河道整備】

氾濫をできるだけ
防ぐ・減らす
ための対策

- 準用河川室川は、令和2年度から未整備区間の整備を進めており、現在は下流工区を整備中です。
下流工区整備後、上流工区の整備を進めていく。
- 算定した上流下流工区毎の現況の最小断面の流下能力を下回らないような流下能力を保有し、整備済み区間及び設計区間の既設護岸形状を元に計画断面を設定している。

実施状況

平面図



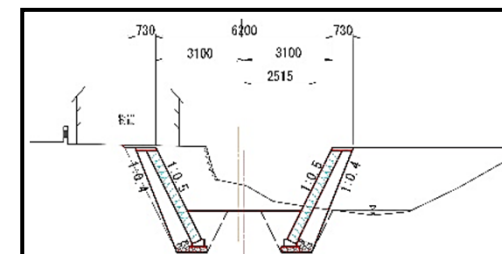
整備前



整備後

整備イメージ

【下流工区：標準断面図】



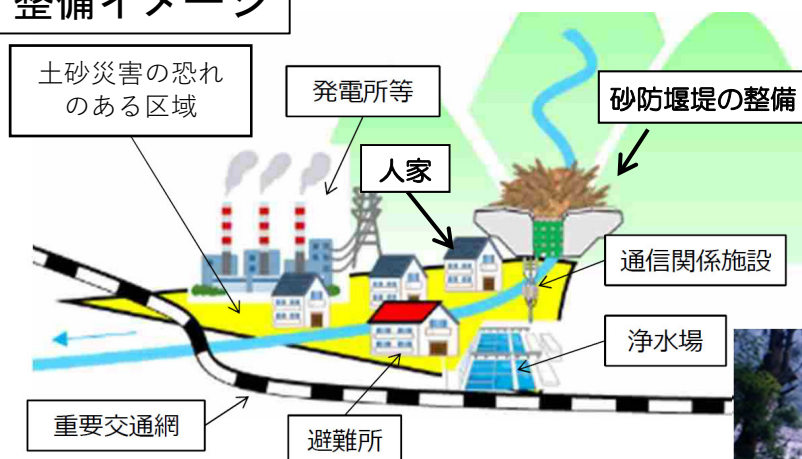
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	秦野市	→		

金目川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
秦野市、神奈川県、平塚市、大磯町

- 金目川流域における溪流浸食・溪岸崩壊がみられ荒廃が進んでいる溪流は、今後の豪雨等により土石流が発生する恐れがあり、土石流が発生した場合、土石流が氾濫する区域内にある人家等に被害を及ぼす恐れがあるため、砂防事業により砂防堰堤等の整備を進めている。

実施状況

整備イメージ



現地状況



砂防堰堤の整備例



金目川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

- 森林の維持・造成を通じて、水源かん養機能等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、必要な箇所について治山施設の設置や森林整備を行う。

実施状況：秦野市菩提 治山事業

山腹崩壊状況



当計画地は、令和3年7月豪雨により、大規模な山腹崩壊が発生した。
発生源対策として崩壊上部に山腹工を施工するとともに、下流に谷止工を施工し、溪流の安定を図る。

谷止工施工予定地



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
上流域等の治山対策、森林整備	神奈川県			

金目川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体等
神奈川県、東京神奈川森林管理署(林野庁)

リスクが高い区域における立地抑制 【立地適正化計画の推進】

被害対象を
減少させる
ための対策

- 伊勢原市では、人口減少・高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、立地適正化計画（令和2年3月策定）に基づき、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、交通ネットワークによりその拠点間の連携を図るコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現に向けた取組を進めている。
- 近年の気候変動の影響等による自然災害の頻発・激甚化を受けて、令和5年11月に計画を改定し、都市の防災機能の確保に関する指針である「防災指針」を追加した。

取組内容

■立地適正化計画における災害リスクの考慮

・都市計画区域内における、以下の災害リスクを把握し、災害ハザード情報毎に対応の視点を設定。

レッドゾーン→災害リスクからの「回避」

イエローゾーン→災害リスクの「低減」

＜想定される災害リスク＞

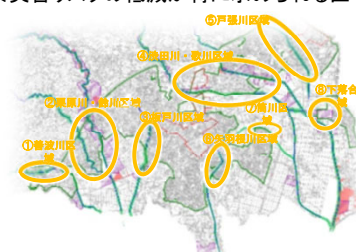


・災害時の安全確保行動を踏まえたうえで、災害リスクの低減が特に求められる区域を抽出。

＜災害時の安全確保行動の考え方と分類＞

風水害	原則	区分	具体的な行動例
		水平移動	その場を立ち退き、早目に近隣の安全を確保できる場所に移動する
切迫した状況		垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高い場所まで移動する。
		待避	自宅等の安全を確保できる場所に留まる

＜災害リスクの低減が特に求められる区域＞



各区域の災害リスクについて、低減が図られていることを確認

■防災減災対策の推進

災害リスクについては「回避」「低減」の視点に基づき、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進し、安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

＜災害リスクへの対応の視点と防災減災対策の方針①～④＞

回避	①緩やかな居住誘導
低減	②基盤整備 ③地域防災力の強化・充実

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	伊勢原市			

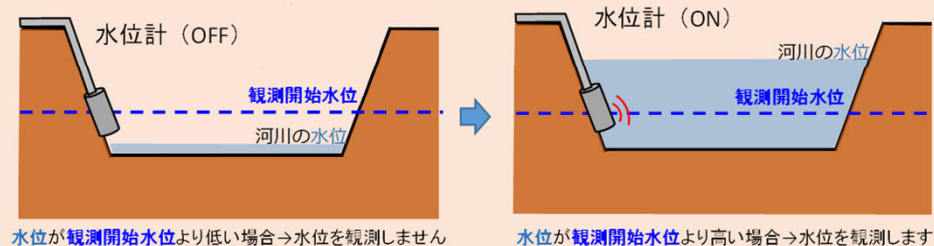
金目川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
伊勢原市、平塚市、秦野市、厚木市

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



■県ホームページから水位状況を確認することが可能



■危機管理型水位計の設置事例



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県			

金目川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県、秦野市、伊勢原市、大磯町

避難体制等の強化

【水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

- 平塚市では、近年の風水害の発生状況を踏まえ、風水害時の体制を位置付けたマニュアルの見直しを行った。
- 過去3年間の警報・注意報発令状況や参集時の雨量等をデータベース化し、職員の参集基準の見直しを行うとともに、各体制における目的、実施事項、協議事項等をマニュアルに位置付けた。
- 今後の出水期による対応実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討していく。

取組内容

■平塚市風水害体制マニュアル (令和4年7月)

このマニュアルは、平塚市災害対策本部の風水害時の体制及び対応等について、大枠を示したものである。

【水防体制指標とは】

- ・本市が風水害対応を行う際の体制を、災害の切迫度等に応じて5段階で示したものである。
- ・風雨の状況等を考慮しながら必要な体制を執るため、必ずしも避難情報における5段階の警戒レベルの発令状況は一致しない。

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
水防体制の強化等に向けた取組	平塚市			

水防体制指標1	目的	体制判断の目安	参集範囲	対応	【各水防体制指標にて開催する会議について】
情報収集・連絡体制	災害発生の際の気象状況であることから、ウェブサイト、関係機関等から、情報収集を行う。必要に応じて、連絡体制を確立する。	大雨警報、又は洪水警報の発表 大雨注意報、又は洪水注意報が発表され、今後の雨量予測等から河川水位や土壌雨量指数の上昇が予測される。	各部署の災害対応マニュアル等に定める職員	ウェブサイト、関係機関等から、情報収集を行う。 各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。	【各水防体制指標にて開催する会議について】 -指標1では会議を開催しない。 -指標2以降の初回会議は、原則として水防体制指標のメール配信後、「30分以内」を目安に本館3階「302会議室」・災害対策本部にて開催する。 -指標3以降の会議には連絡員（会議内容を各部署内で情報共有すること、必要に応じて各部署への状況確認等を行うための職員）を随席させることが出来る。 -指標4以降の会議は対応の長期化を考慮し、各部署から部長又は副部長1名及び上記連絡員の参加を基本とする。 -本マニュアルに示した協議事項は基本的なものであり、状況に応じて協議内容を変更する。
水防体制指標2	目的	体制判断の目安	参集範囲	対応	【各水防体制指標にて開催する会議について】
準備・初期対応体制	災害発生の際の気象状況であることから、ウェブサイト、関係機関等から、情報収集を行う。必要に応じて、連絡体制を確立する。	大雨警報、又は洪水警報の発表 大雨注意報、又は洪水注意報が発表され、今後の雨量予測等から河川水位や土壌雨量指数の上昇が予測される。 土砂災害警戒区域等指定区域（警戒区域）が指定され、今後、土砂災害警戒区域の指定が解除される可能性がある。	各部署の災害対応マニュアル等に定める職員	各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。 各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。	【各水防体制指標にて開催する会議について】 -指標1では会議を開催しない。 -指標2以降の初回会議は、原則として水防体制指標のメール配信後、「30分以内」を目安に本館3階「302会議室」・災害対策本部にて開催する。 -指標3以降の会議には連絡員（会議内容を各部署内で情報共有すること、必要に応じて各部署への状況確認等を行うための職員）を随席させることが出来る。 -指標4以降の会議は対応の長期化を考慮し、各部署から部長又は副部長1名及び上記連絡員の参加を基本とする。 -本マニュアルに示した協議事項は基本的なものであり、状況に応じて協議内容を変更する。
水防体制指標3	目的	体制判断の目安	参集範囲	対応	【各水防体制指標にて開催する会議について】
警戒体制	24時間以内に災害が発生する可能性がある。警戒区域等指定区域（警戒区域）が指定され、今後、土砂災害警戒区域の指定が解除される可能性がある。	大雨警報、又は洪水警報の発表 大雨注意報、又は洪水注意報が発表され、今後の雨量予測等から河川水位や土壌雨量指数の上昇が予測される。 土砂災害警戒区域等指定区域（警戒区域）が指定され、今後、土砂災害警戒区域の指定が解除される可能性がある。	各部署の災害対応マニュアル等に定める職員	各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。 各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。	【各水防体制指標にて開催する会議について】 -指標1では会議を開催しない。 -指標2以降の初回会議は、原則として水防体制指標のメール配信後、「30分以内」を目安に本館3階「302会議室」・災害対策本部にて開催する。 -指標3以降の会議には連絡員（会議内容を各部署内で情報共有すること、必要に応じて各部署への状況確認等を行うための職員）を随席させることが出来る。 -指標4以降の会議は対応の長期化を考慮し、各部署から部長又は副部長1名及び上記連絡員の参加を基本とする。 -本マニュアルに示した協議事項は基本的なものであり、状況に応じて協議内容を変更する。
水防体制指標4	目的	体制判断の目安	参集範囲	対応	【各水防体制指標にて開催する会議について】
風水害警戒本部	24時間以内に災害が発生する可能性がある。警戒区域等指定区域（警戒区域）が指定され、今後、土砂災害警戒区域の指定が解除される可能性がある。	大雨警報、又は洪水警報の発表 大雨注意報、又は洪水注意報が発表され、今後の雨量予測等から河川水位や土壌雨量指数の上昇が予測される。 土砂災害警戒区域等指定区域（警戒区域）が指定され、今後、土砂災害警戒区域の指定が解除される可能性がある。	各部署の災害対応マニュアル等に定める職員	各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。 各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。	【各水防体制指標にて開催する会議について】 -指標1では会議を開催しない。 -指標2以降の初回会議は、原則として水防体制指標のメール配信後、「30分以内」を目安に本館3階「302会議室」・災害対策本部にて開催する。 -指標3以降の会議には連絡員（会議内容を各部署内で情報共有すること、必要に応じて各部署への状況確認等を行うための職員）を随席させることが出来る。 -指標4以降の会議は対応の長期化を考慮し、各部署から部長又は副部長1名及び上記連絡員の参加を基本とする。 -本マニュアルに示した協議事項は基本的なものであり、状況に応じて協議内容を変更する。
水防体制指標5	目的	体制判断の目安	参集範囲	対応	【各水防体制指標にて開催する会議について】
災害対策本部	24時間以内に災害が発生する可能性がある。警戒区域等指定区域（警戒区域）が指定され、今後、土砂災害警戒区域の指定が解除される可能性がある。	大雨警報、又は洪水警報の発表 大雨注意報、又は洪水注意報が発表され、今後の雨量予測等から河川水位や土壌雨量指数の上昇が予測される。 土砂災害警戒区域等指定区域（警戒区域）が指定され、今後、土砂災害警戒区域の指定が解除される可能性がある。	各部署の災害対応マニュアル等に定める職員	各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。 各部署は、災害対応の準備及び、必要に応じて災害対応マニュアル等に定める対応を行う。	【各水防体制指標にて開催する会議について】 -指標1では会議を開催しない。 -指標2以降の初回会議は、原則として水防体制指標のメール配信後、「30分以内」を目安に本館3階「302会議室」・災害対策本部にて開催する。 -指標3以降の会議には連絡員（会議内容を各部署内で情報共有すること、必要に応じて各部署への状況確認等を行うための職員）を随席させることが出来る。 -指標4以降の会議は対応の長期化を考慮し、各部署から部長又は副部長1名及び上記連絡員の参加を基本とする。 -本マニュアルに示した協議事項は基本的なものであり、状況に応じて協議内容を変更する。

※水防体制の移行は、気象予報や注意報及び警報の発表、河川水位等の状況を含めて、総合的に判断します。そのため、目安や、指標の数字順通りに移行しない場合があります。

金目川流域において、上記を含む

- 平塚市では、近年の風水害の発生状況を踏まえ、浸水被害が発生した場合を想定し、緊急的な内水排除のため、排水ポンプ車等を導入した。
- 排水ポンプ車の運用にあたっては、適切な排水作業を実施するため、「浸水対策用排水ポンプ車等運転マニュアル」を策定していく。

取 組 内 容

■排水ポンプ車の概要

車両規格: 3t車載型

車体寸法: 全長5,280mm、全幅2,080mm、全高2,245mm

排水能力: 10m³/min (5m³/min/台 × 2台)

排水ホース: 口径200mm

【排水ポンプ車による排水作業】

浸水が想定される地域及び内水浸水が発生した地域について、近接する河川水位観測所の水位(TPm)を確認し、内水浸水が確認できる場合、河川管理者へ連絡をし、排水作業を実施する。

また、計画高水位までの間は、河川水位の上昇状況を確認しながら排水を継続し、計画高水位に達した場合には速やかに停止する。

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
移動式排水設備の整備・運用	平塚市			



金目川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
平塚市、二宮町